

令和5年(ワ)第1781号 損害賠償請求事件

原告 [redacted] 外2名

被告 [redacted] 外2名

訴訟告知書

令和6年1月29日

札幌地方裁判所 民事第1部合議係 御中

被告恵庭市 訴訟代理人 弁護士 宮 永 尊



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の頭書事件について、告知人は、被告人に対し、訴訟告知をする。

第1 告知の理由

1 本訴訟の概要

(1) 原告らは、訴外亡 [redacted]、被告 [redacted] [redacted] 及び被告 [redacted] が経営していた [redacted] 牧場に住み込み、牧場仕事等を手伝っていたところ(但し、平成28年には酪農部門は閉鎖)、原告らが劣悪な生活環境におかれ過酷な労働を強いられ、また、亡 [redacted] 及び被告らが原告らの障害年金が入金された通帳口座から継続的に出金を繰り返したとしたという虐待があり、原告らは経済的損害、精神的損害を蒙ったと主張している。

(2) そこで、原告 [A] (以下「原告 [A]」という。) は、被告 [redacted] 及び被告 [redacted] に対し、不法行為に基づき連帯して経済的損害及び精神的損害並びに弁護士費用を含む3000万9100円(ただし、512万1000円の限度で被

告恵庭市と連帯して) 及びその遅延損害金を含め損害賠償請求を行ったものである。

原告 **B** (以下「原告 **B**」という。) は、被告 **■** 及び被告 **■** に対し、不法行為に基づき連帯して経済的損害及び精神的損害並びに弁護士費用を含む 2597万7600円 (ただし、471万6000円の限度で被告恵庭市と連帯して) 及びその遅延損害金を含め損害賠償請求を行ったものである。

原告 **C** (以下「原告 **C**」という。) は、被告 **■** 及び被告 **■** に対し、不法行為に基づき連帯して経済的損害及び精神的損害並びに弁護士費用を含む 1684万3200円 (ただし、559万6000円の限度で被告恵庭市と連帯して) 及びその遅延損害金を含め損害賠償請求を行ったものである。

(3) また、原告らは、**■** 牧場の事業に使用される者として被告 **■** との間で労働契約が成立しているところ、原告らには賃金が支払われていなかったと主張する。

そこで、原告 **A** は被告 **■** に対し、未払賃金の支払いとして 326万1000円及びその遅延損害金を、原告 **B** は未払賃金の支払いとして 302万2000円及びその遅延損害金を、原告 **C** は、未払賃金の支払いとして 338万0500円及びその遅延損害金の支払いを求めているものである。

(4) さらに、原告らは、被告恵庭市が、平成29年1月27日の時点で、生活環境が劣悪であること、年金詐取が疑われるにもかかわらず、虐待調査を行おうとした被告知人が運営する恵庭市障がい者総合支援センター「e-ふらっと」(以下「e-ふらっと」という。) に対し、「e-ふらっとが虐待案件として扱うのであれば、このケースには関わってもらわず被告恵庭市単独で扱っていく」旨申し向け、積極的に調査の妨害及び虐待の隠蔽を図ったのであり、被告恵庭市には違法な作為があったと主張する。

また、被告恵庭市は、平成29年1月27日には原告らの生活状況を把握していたのだから、どんなに遅くとも平成29年2月28日までには、金銭

管理の状況に関する調査を行った上、 牧場に対する指導を行うとともに北海道に対する通知をする義務があったのにこれを怠ったのであり、かかる不作為は違法であると主張する。

そこで、原告 **A** は被告恵庭市に対し、国家賠償法1条1項に基づき平成29年2月28日以降の障害年金から出金のあった分を経済的損害、精神的損害及び弁護士費用を含む893万3100円（ただし、512万1000円の限度で被告 及び被告 と連帯して）及びその遅延損害金を求める損害賠償請求を行ったものである。

原告 **B** は被告恵庭市に対し、国家賠償法1条1項に基づき平成29年2月28日以降の障害年金から出金のあった分を経済的損害、精神的損害及び弁護士費用を含む848万37600円（ただし、471万6000円の限度で被告 及び被告 と連帯して）及びその遅延損害金を求める損害賠償請求を行ったものである。

原告 **C** は被告恵庭市に対し、国家賠償法1条1項に基づき平成29年2月28日以降の障害年金から出金のあった分を経済的損害、精神的損害及び弁護士費用を含む945万6700円（ただし、559万7000円の限度で被告 及び被告 と連帯して）及びその遅延損害金を求める損害賠償請求を行ったものである。

2 告知人（被告恵庭市）が告知をする理由について

(1) 被告告知人について

被告告知人は、北海道恵庭市で障害者支援施設の経営を目的とする第一種社会福祉事業及び特定相談支援事業の経営等を目的とする第二種社会福祉事業を業とする社会福祉法人である。

また、被告告知人は、恵庭市障がい者総合支援センター「e-ふらっと」を運営している。

(2) 告知人と被告告知人との関係

告知人である被告恵庭市は、被告告知人との間で恵庭市障がい者相談支援事業を委託しており、被告告知人は恵庭市障がい者総合支援センターを設置することになっている。かかる恵庭市障がい者総合支援センターを運営するのが前記 e-ふらっと（所在：北海道恵庭市新町 30 番 3）である。

そして、e-ふらっとは、下記の業務を行うものとされている。

「恵庭市障がい者相談支援事業仕様書 6 相談支援センター実施する業務及び業務内容」(乙 C1)

(1) 相談支援事業（詳細は省略）

(2) 就労相談・就労支援事業（詳細は省略）

(3) 障がい者虐待防止センター事業

① 障がい者虐待についての通報又は届出の受理

② 障がいを受けた者の保護のための相談、指導及び助言に関する業務

③ 障がい者虐待の防止についての広報・啓発に関する業務

④ 障がい者虐待防止の関係機関等とのネットワークづくりに関する業務

(4) その他、恵庭市が必要と認める業務

(3) 被告告知人が本件訴訟に利害関係を有すること

ア 原告らは、被告恵庭市が国家賠償法上、違法な作為を行った根拠として、虐待調査を行おうとした e-ふらっとに対し、「e-ふらっとが虐待案件として扱うのであれば、このケースには関わってもらわず被告恵庭市単独で扱っていく」旨申し向けたとの e-ふらっとの内部記録（甲 17、11 頁）を基にし、被告恵庭市が積極的に調査妨害及び隠蔽工作を図ったとの主張を行った。

しかし、被告恵庭市は、虐待の事実は把握しておらず、e-ふらっとも虐待調査を行っていないし、行おうとしなかった。虐待と主張していたのは e-ふらっとの一部職員にすぎない。また、「被告恵庭市単独で扱ってい

く」との被告恵庭市障がい福祉課の職員発言は、本来 e-ふらっとに協力を求めた事項として、■■■■牧場が牧場部門を閉鎖したため原告らの■■■■牧場からグループホーム等への移転が必要になるかもしれないと考え、その前提としてグループホームの空き状況、福祉サービスを受けることができるよう療育手帳の取得、その判定機関への送迎であったが、被告知人担当者から送迎を拒否されたため、療育手帳の取得に向けての手続きは被告恵庭市が単独で行っていくと発言したにすぎない。

よって、上記 e-ふらっとの内部記録は、事実と異なる。

イ また、原告らは被告恵庭市が国家賠償法上、違法な不作為を行った根拠として、e-ふらっとの内部記録（甲 17、10 頁）に ■■■■氏が元市議会議員（元議長）であったことが分かり、対応に気をつけるようにと達しがあったとのことである。」という記載があることを前提に、被告恵庭市が虐待の疑いを強く認識しながら、亡■■■■が元市議会議員（議長）であった経緯を付度して、敢えて虐待調査を行わず、これを放置したとの主張を行っている。

しかし、亡■■■■が元市議会議員（議長）であったことは、被告恵庭市障がい福祉課の職員なら誰でも知っていたことであり、被告恵庭市障がい福祉課の職員がそのような発言をするはずもない。

また、過去に市議会議員や議長であったことに付度する理由も全くない。

よって、上記 e-ふらっとの内部記録は事実と異なる。

ウ 以上のとおり、原告らの主張は e-ふらっとの真実と異なる内部記録をもとになされている。

仮に、本件訴訟で被告恵庭市が敗訴したならば、e-ふらっとが真実と異なる内部記録を作成し、それが証拠とされたためであり、被告恵庭市は e-ふらっとに対し、不法行為または恵庭市障がい者相談支援事業委託業務契約の債務不履行とし損害賠償を行う予定である。

また、前記のとおり e-ふらっと障がい者虐待防止センター業務のうち
①障がい者虐待についての通報又は届出の受理の業務も受託しているところ、仮に e-ふらっとが虐待の事実を知っていれば通報又は届出の受理
行う必要があったが、e-ふらっとは被告恵庭市や北海道に対し、何ら通報
していないし、受付もしていない上、通報、届出がなされていたら受付記
録を作成することになっているがその受付記録の作成もしていない。

したがって、仮に本件訴訟で被告恵庭市が敗訴した場合は、恵庭市障がい者相談支援事業委託業務契約の債務不履行として損害賠償を行う予定
である。

以上のとおり、被告知人は、本訴訟の結果に利害関係を有している。

(4) 小括

以上の理由から、告知人は、被告知人に対し、民事訴訟法第53条に基づき訴訟告知する。

第2 訴訟の程度

本訴訟は、札幌地方裁判所民事第1部合議係に係属しており、令和5年11月28日午前11時に第1口頭弁論期日が開催され、原告らの訴状及び被告らの答弁書が陳述された。

令和6年1月30日午後1時30分に第2回口頭弁論期日が指定されている。

以上

附属書類

- | | | |
|---|---------|----|
| 1 | 訴訟告知書副本 | 1通 |
| 2 | 資格証明書 | 1通 |